

3. 法執行・指導監督の実施に当たってのP I O-N E T情報の活用について

事務連絡

平成27年4月1日

都道府県
各 指定都市 高齢者保健福祉担当・介護保険担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課

法執行・指導監督の実施に当たってのP I O-N E T情報の活用について

平素より高齢者保健福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成26年4月18日、総務大臣から厚生労働大臣宛に「消費者取引に関する政策評価の結果（勧告）」（平成26年4月18日総評第40号）による勧告が行われました。

厚生労働省では、全国消費生活情報ネットワーク・システムに蓄積された消費生活に関する苦情相談情報（以下「P I O-N E T情報」という。）の法執行・指導監督担当部署における活用について、以下のとおり勧告を受けているところです。

消費者取引に関する政策評価結果に基づく勧告事項

2 個々の施策について講ずべき措置

(2) 消費生活相談情報の法執行・指導監督業務への活用促進

i 略

ii 消費者庁は、都道府県の法執行・指導監督部署におけるP I O-N E Tの閲覧環境の整備方針を明らかにし、その推進を図ること。

また、都道府県等の消費生活相談担当部署によって取扱いが異なる相談情報の提供の考え方の違いについて実態を把握すること。これを踏まえ、P I O-N E Tから得られる情報の提供に関し、標準的なルールを示すとともに、都道府県等に対し、当該ルールに沿った運営や消費生活相談担当部署から法執行・指導監督担当部署への相談情報の提供の仕組みの構築が行われるよう要請すること。

iii 金融庁、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省は、都道府県に対し、すでにP I O-N E Tの閲覧環境が整備されている場合にはその活用を図ることを要請するとともに、同環境が整備されていない場合には、①P I O-N E Tの閲覧環境の整備又は②上記ii)の仕組みの構築により法執行・指導監督担当部署におけるこれらの情報の活用を要請すること。

平成 27 年 3 月 30 日、消費者庁消費者教育・地方協力課により「都道府県の法執行・指導監督担当部署に対する P I O－N E T 情報の提供に関する指針」が定められ、同日付消費者庁消費者教育・地方協力課長事務連絡により、各地方公共団体消費者行政担当課長宛通知されました。

当該通知の内容は別添のとおりですので、その内容を御了知いただくとともに、P I O－N E T 情報を法執行・指導監督に活用いただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、管内市町村へ周知をお願いいたします。